

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

○監査公表六件
福島県監査委員

目次

福島県監査委員

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成31年2月19日

福島県監査委員	長尾トモ子
福島県監査委員	古市久三
福島県監査委員	美馬千代
福島県監査委員	惣一郎

1 監査実施期間 平成30年10月30日～平成31年1月11日

2 監査対象機関 公所31か所

3 監査の結果

監査は、県南農林事務所ほか10機関については平成29会計年度の財務に関する事務、若松乳児院ほか16機関については平成29会計年度及び平成30会計年度の財務に関する事務、白河高等学校ほか2機関については平成30年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
若松乳児院	平成30年11月21日	長尾トモ子 美馬武千代	実地監査	平成30年10月17日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
県南農林事務所	平成31年1月10日	古市三久 美馬武千代	実地監査	平成30年11月13日 平成30年11月14日

相双農林事務所	平成31年1月11日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成30年11月15日 平成30年11月16日
農業総合センター	平成30年11月20日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	平成30年9月25日 ～ 平成30年9月27日
林業研究センター	平成30年12月20日	古市三久	美馬武千代	実地監査	平成30年10月30日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・事務手続が適正を欠いているため、支出事務に重大な影響を与えたものがある。

「事実」

下記の支出事務及び物品購入事務において、担当者間の連絡確認不徹底などにより支払手続がなされず、また、支出状況を組織として確認しないまま長期にわたり未払となっている。

- 1 平成26年度から平成28年度までに実施したオリジナル品種開発導入事業（リンドウ新品種育成現地試験）に係る協力者の報償費について、履行確認後も支払手続がなされず、3か年にわたり未払となっており、平成30年1月に当該事実を把握し、同年2月13日から同月28日の間に全額支払っている。（各年度3名、計69,000円、3か年累計207,000円）
- 2 試験研究用の蛍光灯購入について、物品購入調書による決定を行わないまま発注し、平成30年2月8日に納品請求を受けたが、その後の請求書等の紛失に気づかなかつたことから支払手続がなされず、納入先からの問合せを受けて、納品後3か月以上経過した同年5月31日に本庁執行により支払っている。（1件、39,528円）
- 3 農業短期大学校で平成30年1月22日に実施した食品製造演習講義に係る講師の報償費及び旅費について、履行確認後も支払手続がなされず、実施日から3か月以上経過した同年5月22日に本庁執行により支払っている。（1件、報償費18,600円、旅費325円）

「是正・改善等の意見」

財務事務の執行に当たっては、事務処理手順を職員に周知徹底するとともに、組織内のチェック体制を強化し、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。
(農業総合センター)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・生産物である米（水稻）を生産した際に行うべき公所長等への報告、出納機関による出納簿等の整理などの受入手続が、以下のとおり実施されていないものがある。

- 1 生産日誌等は整備されているが、生産時の所長による確認決裁を受けておらず、物品出納員は出納簿を米の分類換え後に一括整理している。
- 2 農業短期大学校においては、生産日誌等が未整備の上、生産時の校長による確認決裁を受けておらず、物品取扱員は出納内訳簿を払出し時及び在庫数量の最終確認後に整理している。
(農業総合センター)

- ・会津地鶏の種雑譲渡の申込に対して、物品譲与等申請書に誤った譲渡予定価格を記載して決定したため、過大に調定したものがある。

(農業総合センター)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
喜多方建設事務所	平成30年10月31日	古市三久	菅家惣一郎	実地監査 平成30年9月26日 平成30年9月27日

富岡土木事務所	平成30年11月13日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年10月4日 平成30年10月5日
相馬港湾建設事務所	平成30年10月30日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年9月20日 平成30年9月21日
小名浜港湾建設事務所	平成30年11月7日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年10月2日 平成30年10月3日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・河川敷占用料の調定事務に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

平成11年4月に甲株式会社から河川敷占用料を新規に徴収する際、占用許可の目的物である橋がそれ以前に架け替えられていたにもかかわらず、許可内容の確認を怠り、架け替え前の許可内容で占用料を算定し、その後も誤りに気付かないまま平成29年度まで過大に調定している。

なお、当該事実が判明した後、時効とならない平成25年度以降の河川敷占用料に還付加算金を加えた、239,800円を返還している。

「是正・改善等の意見」

河川敷占用料の調定に当たっては、適時適切に許可内容を確認し、関係規程に基づき適正に行うこと。
(喜多方建設事務所)

- ・率制体制が機能しておらず、支出事務に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

昨年度の定期監査において、著しく不適正な処理により指摘事項とされた支出事務において、再発防止のために講じるとしていた改善策が徹底されおらず、下記のとおり同様の事案が発生し、その対応にも適正を欠くなど、組織における財務執行上の管理・統制が機能していない。

1 収入印紙について

- (1) 収入印紙の購入に当たって、平成29年度に発注した11件のうち、7件75,900円について決裁を受けておらず、また、購入先甲から請求及び督促があったにもかかわらず、年度内に支払手続を行っていない。
- (2) 平成30年度に上記収入印紙代金の未払いが判明した後、過年度分として支払うべきところ、平成30年度分として処理し、その整合を取るために、実態とは異なる出納簿を整理した上で、定期監査に臨んでいる。
- (3) 上記の収入印紙のうち、1,600円分が所在不明となっている。

2 書籍について

平成28年度に購入した書籍1件5,584円について、購入先乙から提出された請求書等の誤りを乙に修正依頼したまま、その後の処理を失念し、支払手続を行っていない。

「是正・改善等の意見」

事務の執行に当たっては、職員の意識改革を図った上で、組織内の情報共有及びチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。
(富岡土木事務所)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・工事請負変更契約において、工期延長の変更契約を行う際に、追加の工事を含めて締結すべきところ、第1回変更契約に含めておらず、第2回変更契約で処理している。

工事の名称 砂防(交付)工事(砂防えん堤)湯上沢筋

工事箇所 喜多方市熱塙加納町熱塙地内
(喜多方建設事務所)

- ・工事請負変更契約において、工期延長の変更契約を行う際に、追加の工事を含めて締結すべきところ、第1回変更契約に含めておらず、第2回変更契約で処理している。

工事の名称 公共災害復旧(再復)工事(河川)

工事箇所 双葉郡楢葉町大字前原字宿田3号地内
(富岡土木事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
特別支援教育センター	平成30年12月20日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成30年10月31日
郡山東高等学校	平成31年1月8日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成30年11月27日
清陵情報高等学校	平成30年11月16日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年10月11日
白河高等学校	平成31年1月10日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成30年11月29日
白河実業高等学校	平成30年11月14日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	平成30年10月5日
石川高等学校	平成30年11月29日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年10月26日
船引高等学校	平成30年11月16日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年10月11日
小野高等学校	平成30年11月29日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年10月19日
会津高等学校	平成31年1月9日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成30年11月28日
若松商業高等学校	平成31年1月9日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成30年11月8日
喜多方桐桜高等学校	平成30年10月31日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年9月21日
勿来工業高等学校	平成30年11月22日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	平成30年10月16日
ふたば未来学園高等学校	平成30年11月7日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年9月20日
相馬高等学校	平成31年1月11日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成30年11月28日
相馬東高等学校	平成30年12月21日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成30年11月7日
富岡支援学校	平成30年11月30日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年10月31日
相馬支援学校	平成30年12月21日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成30年11月6日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認事務に適正を欠き、授業料を誤って徴収しているものがある。

「事実」

高等学校等就学支援金の受給資格認定のための支給要件の確認事務において、本来、減免後の市町村民税所得割額で受給資格を確認すべきところ、当該額の記載を見落とし、減免前の市町村民税所得割額で確認したため、受給資格が不認定とされた。その結果、平成27年度入学の生徒1名については平

成28年7月から平成29年6月までの12か月分計118,800円、平成29年度入学の生徒1名については平成29年4月及び5月分の計19,800円を誤って徴収した。

なお、当該事実が判明した後、平成29年9月に過徴収となっていた授業料計138,600円を全額返還している。

「是正・改善等の意見」

高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認事務及びそれに伴う授業料の調定事務については、関係規程に基づき適正に行うこと。

(相馬東高等学校)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

・行政財産使用許可に伴う土地使用料2件について、平成30年4月1日に調定すべきところ、同年10月15日に調定している。(相馬高等学校)

・口座振替による納付を希望しない生徒Aの授業料の収入調定について、適正に処理されていない。

1 平成29年4月から同年6月までの分(同年5月8日に全額現金納付)のうち、同年4月分を4月1日の調定とすべきところ、現金納付日に一括して調定したため1か月以上遅延した。

2 平成29年7月から平成30年3月までの分(平成29年11月2日に全額現金納付)のうち、平成29年7月分を10月1日の調定とすべきところ、現金納付日に一括して調定したため1か月以上遅延した。

3 平成30年4月から平成31年2月までの分(平成30年7月3日に全額現金納付)のうち、平成30年4月から同年6月までの分を各月1日の調定とすべきところ、現金納付日に一括して調定したため1か月以上遅延した。

(相馬東高等学校)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
棚倉警察署	平成30年11月14日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	平成30年10月9日
田村警察署	平成31年1月8日	古市三久	美馬武千代	実地監査	平成30年11月26日
喜多方警察署	平成30年11月21日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年10月18日
いわき南警察署	平成30年11月22日	美馬武千代	菅家惣一郎	実地監査	平成30年10月17日
双葉警察署	平成30年11月30日	古市三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年10月30日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

監査公表第2号

平成30年9月18日監査公表第15号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成31年2月19日

福島県監査委員 長尾トモ子
福島県監査委員 古市三久
福島県監査委員 美馬武千代
福島県監査委員 菅家惣一郎

30財第1669号
平成30年10月31日

福島県監査委員 長尾トモ子
福島県監査委員 古市三久
福島県監査委員 美馬武千代
福島県監査委員 菅家惣一郎 様

福島県知事 内堀 雅雄 団

定期監査に係る措置状況について(通知)

平成30年9月4日付け30福監第149号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 環境創造センター
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年7月19日

指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」 歳入科目に誤っているものがある。 「事実」 環境創造センター研究棟建物における行政財産使用許可に係る管理経費の収入(国立研究開発法人甲及び乙に係る調定額49,670,266円)について、歳入科目に誤りがある。 (正) (誤) (款) 諸収入 分担金及び負担金 (項) 雑入 負担金 (目) 雑入 総務費負担金 (節) 雑入 県民生活総務費負担金	今般の事案は、環境創造センターの設置に当たって予算科目を設定する際、行政財産の使用許可基準第2に基づいて管理経費の歳入科目を雑入とすべきとの認識がなく、既存施設の例に倣って負担金としてしまったことが原因です。 今般の事案を受け、平成30年度8月分管理経費については、正当な歳入科目「雑入」で調定しました。(処理年月日:平成30年8月9日) また、平成30年度4月から6月までの分管理経費については、「雑入」に科目更正しました。(処理年月日:平成30年8月13日) 今後は、歳入の受入れに当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。
「是正・改善等の意見」 歳入の受入れに当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。	今後は、歳入の受入れに当たっては、関係規程をよく確認し、適正に歳入科目を設定することとします。

(監査総務課)

監査公表第3号

平成30年9月18日監査公表第15号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成31年2月19日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久
 福島県監査委員 美 馬 武 千代
 福島県監査委員 菅 家 惣 一郎

30教財第612号
 平成30年11月6日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久 様
 福島県監査委員 美 馬 武 千代
 福島県監査委員 菅 家 惣 一郎

福島県教育委員会教育長 鈴木淳一 団

定期監査に係る措置状況について(通知)

平成30年9月4日付け30福監第149号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

1 監査対象機関 教育センター
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年7月31日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 前渡資金を精算していないものがある。</p> <p>「事実」 平成29年4月14日に交際費として受け入れた前渡資金について、残金9,632円を精算していない。</p> <p>「是正・改善等の意見」 前渡資金の管理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>平成30年5月25日に戻入及び精算の手続を行いました。</p> <p>前渡資金の精算について、財務規則等関係規程を十分に理解して、適正な事務処理を行うとともに、資金前渡用口座の残高確認や関係書類との突合を複数の職員で行うことにより、組織内のチェック機能を強化し、再発防止に努めてまいります。</p>

2 監査対象機関 相馬農業高等学校
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年6月5日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認事務に適正を欠き、授業料を誤って徴収しているものがある。</p> <p>「事実」 高等学校等就学支援金の受給資格認定のための支給要件の確認事務において、本来、減免後の市町村民税所得割額で受給資格を確認すべきところ、平成28年度入学の生徒1名については当該額の記載を見落とし、減免前の市町村民税所得割額で確認したため、受給資格が不認定とされた。その結果、本来、徴収不要であった授業料を、平成28年7月から平成29年6月までの12か月分計118,800円を誤って徴収した。</p> <p>なお、当該事実が判明した後、平成29年9月に過徴収となっていた授業料を全額返還している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認事務及びそれに伴う授業料の調定事務については、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>平成29年7月31日に当該保護者に経緯を説明の上、謝罪を行い、同年9月29日に誤って徴収した授業料118,800円を返還しました。</p> <p>今後、高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認については、チェックリストを作成し、減免後の市町村民税所得割額の見落とし等がないよう十分に注意するとともに、管理職による確認の徹底を図ることにより、再発防止に努めてまいります。</p> <p>また、授業料の調定事務においても、複数職員による確認を徹底し、関係規程に基づき適正な事務処理を行ってまいります。</p>

(監査総務課)

監査公表第4号

平成30年9月18日監査公表第16号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成31年2月19日

福島県監査委員	長子
福島県監査委員	尾三
福島県監査委員	久美
福島県監査委員	武千代
福島県監査委員	惣一郎

30病 第616号

平成30年10月31日

福島県監査委員 長尾トモ子
 福島県監査委員 古市三久様
 福島県監査委員 美馬武千代
 福島県監査委員 菅家惣一郎

福島県病院事業管理者 阿部正文園

公営企業に係る定期監査結果の措置状況について(通知)

平成30年9月4日付け30福監第150号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 矢吹病院
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年7月11日

指摘事項	措置状況
<p>「指摘事項」 勤勉手当の支給に適正を欠いているものがある。 「事実」 病気休暇を取得した職員2名分に係る平成29年12月分の勤勉手当の算定に当たり、支給割合決定のための勤務期間の算定を誤ったため、支給額に過不足が生じている。 ・職員A 正当支給額 306,279円 既支給額 218,770円 不足支給額 87,509円 ・職員B 正当支給額 147,747円 既支給額 184,684円 過支給額(返納額) 36,937円</p> <p>「是正・改善等の意見」 勤勉手当の支給に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>期末勤勉に係る給与マスター基本通知書の作成は、休暇(欠勤)願、職務復帰願により除算期間を算定しているが、通知書の提出時に、その期間に変動がないとの誤認のもと再度の突き合わせによる確認が漏れたため、今回の手当支給誤りが発生したものです。</p> <p>勤勉手当の不足支給額については、平成30年7月2日に支払いを行い、過支給額については、同月30日に収入調定を行い、同年8月15日に収納しました。</p> <p>今後、勤勉手当の支給に当たっては、給与マスター基本通知書と病気休暇願、職務復帰願との突合・確認を、作成時はもとより提出時にも担当者・管理職にて再度実施するなどチェックを徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>

(監査総務課)

監査公表第5号

平成30年11月20日監査公表第17号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成31年2月19日

福島県監査委員 長尾トモ子
 福島県監査委員 古市三久
 福島県監査委員 美馬武千代
 福島県監査委員 菅家惣一郎

30財第2072号
平成30年12月27日

福島県監査委員 長尾トモ子
 福島県監査委員 古市三久様
 福島県監査委員 美馬武千代
 福島県監査委員 菅家惣一郎

福島県知事 内堀雅雄園

定期監査に係る措置状況について(通知)

平成30年11月8日付け30福監第194号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

1 監査対象機関 県南地方振興局
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年9月12日

指摘事項	措置状況
<p>「指摘事項」 納税通知書の発送事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 平成30年度自動車税定期課税に係る納税通知書の発送事務において、チェック体制が不十分であったため、平成30年5月8日に発送を予定していたもののうち200通に発送漏れが生じた。また、その事実を把握するまでに時間を要した結果、平成30年5月31日を納期限とすべきところ、同年6月15日を納期限とする納税通知書を発送している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 紳税通知書の発送事務に当たっては、複数チェックを徹底するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の事案は、発送事務における通数確認及び保管・作業場所の最終確認において、複数の職員によるチェックを怠ったため発生したものです。</p> <p>今般の事案を受け、発送事務の実施に際し、一連の作業工程、役割分担を明確化するとともに、作業工程ごとの複数チェック及び責任者による進行管理を行う「自動車税納税通知書発送事務チェック表」を作成しました。</p> <p>今後は、これらにより複数チェック及び進行管理を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

2 監査対象機関 企画調整総室
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年10月12日

指摘事項	措置状況
<p>「指摘事項」 委託契約に関する書類の管理に適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 海外出版社と連携した地域資源発掘・発信業務委託契約（平成29年7月5日契約）及び海外出版社と連携した地域資源発掘・発信業務（増刷）委託契約（平成29年11月6日契約）について、関係書類の所在が不明となっている。 なお、平成28年度においても委託契約関係書類の紛失が生じている。</p> <p>「是正・改善等の意見」 未完結の文書等は、適正に管理し、常にその所在及び処理経過を明らかにしておくこと。</p>	<p>今般の事案は、前年度の書類紛失を受け、簿冊へ付番し、貸出管理簿を整備していたが、自由に書類を持ち出せる状態であったことなどが原因です。</p> <p>総室内及び部内において当該書類の検索を行いましたが、発見には至りませんでした。契約自体は有効であることから、契約相手方に謝罪するとともに、契約書の写しを提供いただき、委託業務完了後、契約に基づき適切に委託料の支払いを行いました（平成30年4月13日支払）。</p> <p>今後は、再発防止のため、書類の管理体制を見直し、事業担当課の責任の下、書類を保管することにより、常に文書の所在を把握し、適正な文書管理に努めてまいります。</p>

3 監査対象機関 地域づくり総室
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年10月12日

指摘事項	措置状況
<p>「指摘事項」 補助事業の計画審査及び実績確認に著</p>	今般の事案は、補助金交付要綱に対す

しく適切でないものがある。

「事実」

甲株式会社に対する福島県風力発電導入拡大事業補助金について、補助対象となる機器及び設備は、同交付要綱に基づき借用及び外部施設等の利用により対応すべきところ、業務委託費において工事を行い、機器及び設備を取得している。

補助対象事業費 9,800,000円

補助金額 4,900,000円

(補助率2分の1)

補助事業の内容 業務委託費
(風況観測塔建設工事)

「是正・改善等の意見」

補助事業の計画審査及び実績確認に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

る理解が不足していたために、補助対象の審査・確認が不十分になってしまったことが原因です。

当事案は県の指導の不備により生じたものであるため、甲株式会社への当該補助事業の交付決定は継続することとし、甲株式会社に対して、当該補助により取得した機器・設備については、福島県補助金等の交付等に関する規則第18条の規定に沿って適切に管理するよう指導し、甲株式会社の了承を得ました。

また、甲株式会社に対して、取得財産処分承認申請書の様式を示し、補助事業の目的を達成し財産処分の承認を受けようとするときは、当該様式により申請するよう指導し、甲株式会社の了承を得ました。

なお、当該事業は平成29年度で終了していますが、他の当課補助事業について、補助内容と交付要綱の点検を実施し、本件と同様の事案がないことを確認しました。

今後は、職員に対して、関係規程に基づく審査・確認を徹底するよう指導するとともに、補助事業の計画審査及び実績確認に当たっては、複数の職員による確認を徹底してまいります。

4 監査対象機関 文化スポーツ局

監査対象年度 平成29年度

監査実施年月日 平成30年10月12日

指摘事項	措置状況
<p>「指摘事項」</p> <p>補助事業の計画審査及び実績確認に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>福島県体育・スポーツ振興事業における補助事業者（団体甲）から間接補助事業者（団体乙）に交付された県補助金について、事業計画及び実績報告書に記載された事実が虚偽のものであったにもかかわらず、適正であると審査及び確認し補助金を交付している。</p> <p>その後、平成30年4月11日に団体乙から団体甲への内部告発による調査の結果、不正受給を確認し、同年7月26日、平成25年度から平成29年度までの団体乙の当該補助金部分について返還命令を行い、同年8月3日に全額返還されている。</p> <p>返還額 平成25年度分 643,000円 平成26年度分 643,000円 平成27年度分 647,000円 平成28年度分 1,500,000円 平成29年度分 1,100,000円</p>	<p>今般の事案は、団体甲に対して、間接補助事業者から提出された計画や実績を審査する際に、必要に応じて現地調査を行ななどの指導が徹底されていなかったことが原因です。</p> <p>今般の事案を受け、団体甲に対して、間接補助事業者に対する指導及び実績の確認の徹底等を求める通知文を平成30年8月13日に発出し、また、団体甲と合同で、全間接補助事業者に対して実績報告書の確認作業を実施しています。</p> <p>今後は、団体甲に対して、間接補助事業者から提出された計画や実績の審査に際しては、必要に応じて現地調査等を実施するよう指導を徹底するとともに、実際に現地調査等を実施しているか調査状況を確認してまいります。</p>

合計額	4,533,000円
「是正・改善等の意見」	
補助事業の計画審査及び実績確認に当たっては、必要に応じて現地調査等を実施して確認を徹底するとともに、間接補助事業者への法令遵守の指導を徹底すること。	

5 監査対象機関 保健福祉総室、生活福祉総室
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年10月16日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 保守管理業務委託契約の事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 生活保護等版レセプト管理システムの保守管理業務については、平成29年度から行政専用の総合ネットワーク（L G W A N）を介したクラウドサービスによる保守として予算化した。 本来、この新たな保守契約は、別に平成30年1月15日付けで契約したクラウドサービス導入業務委託が完了した後に契約すべきところ、平成29年4月1日から1年間の契約を締結している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 システムの保守管理業務委託については、組織としての内部牽制が的確に行われるようチェック体制を確立し、信義に従い誠実に適正な契約事務を行うこと。</p>	<p>今般の事案は、クラウドサービス導入について、事業担当者及び管理職による進捗管理が不十分であったこと、また、システム切替えの時期を確認せずに保守契約の決裁を行っていたことが原因です。 保守管理業務の受託事業者から平成30年10月16日に過大分の受領代金（495,072円）の返還の申し出があり、その申し出を踏まえ同年10月19日に同額の収入調定を行いました。 当該金額については、平成30年11月12日に納入がありました。</p> <p>今後、部内会議において委託料等の契約に係る不適正な事例として周知し注意喚起を図ります。また、主担当、副担当、管理職員による事業の進捗管理を徹底するとともに、細心の注意を払い決裁を行うことにより再発防止に努めてまいります。</p>

6 監査対象機関 商工労働総室
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年10月17日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 特許権等運用収入の調定において、3か月以上遅延しているものがある。</p> <p>「事実」 平成29年4月及び6月に締結した県有特許権実施契約に基づく特許権等運用収入の一時金6件計378,805円について、契約締結後直ちに行うべき収入調定を同年11月に行っている。</p> <p>「是正・改善等の意見」 歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の事案は、調定については、関係規程に基づき、収入原因が発生した都度直ちに行うべきところ、認識不足により遅延が生じてしまったことが原因です。 本事案については、収入手続が下記のとおり完了しております。 (一時金の収入年月日) ①平成29年11月22日(1件) ②平成29年12月4日(1件) ③平成29年12月7日(1件) ④平成29年12月11日(3件) 平成30年4月に締結した3件の県有特許権実施契約に係る調定については、同年4月及び5月に行っておりますが、今回の事案を受け、改めて関係規程を再確</p>

認しました。

今後は、関係規程に基づき、契約後速やかに調定を行ってまいります。また、事務引継書において、一時金の調定は契約後速やかに実施する旨記載するとともに、契約・収入処理状況の管理のため作成する一覧表中にも同じく注意文を入れることで、担当が変わった際にも調定時期について確認できるようにしてまいります。

7 監査対象機関 生産流通総室
監査対象年度 平成29年度
監査実施年月日 平成30年10月18日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 国庫支出金の収入事務に適正を欠き、歳入に重大な影響を与えたものがある。 「事実」 地方創生推進交付金（補助率2分の1）を財源とするふくしま「医食同源の郷」づくり事業の実績報告を取りまとめる際、報告期限までに内容確認ができずに計上しないもの（1,024,664円分）があったため、それに相当する国庫支出金収入が減額となったものがある。 「是正・改善等の意見」 国庫支出金の実績報告に当たっては、適時適切に事業の実施状況を把握し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の事案は、当該国庫支出金の実績報告について、年度末の繁忙期に、短期間のスケジュールで取りまとめ作業を行ったため、複数回に分けて内容を確認するなどの確実な対応が取れず、出先機関からの報告の一部を、実績報告に計上できなかつたことが原因です。 今般の事案を受け、当該事業の執行状況把握のため、経理補助簿を作成いたしました。 今後は、国庫支出金の実績報告の取りまとめに当たっては、経理補助簿の活用や取りまとめ作業前の執行見込みの把握により、事前に内容確認を進め、年度末の取りまとめ作業を効率的かつ確実に行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

8 監査対象機関 建築総室
監査対象年度 平成29年度
監査実施年月日 平成30年10月15日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 県営住宅使用料及び復興公営住宅使用料を誤って算定したものがある。 「事実」 1 平成23年度から平成29年度までの県営住宅使用料の算定を誤り、過大に徴収したものがある。（144実世帯、1,060,256円） 2 平成29年度復興公営住宅使用料の算定を誤り、過少に徴収したものがある。（68実世帯、247,800円） 「是正・改善等の意見」 住宅使用料の算定に当たっては、関係規程に基づき適正に事務処理を行うこと。</p>	<p>県営住宅使用料を過大に徴収した事案については、平成23年度の家賃算定の際に、市町村合併に伴い固定資産税率が下がっていたことに気付かず、旧税率に基づき家賃を算定し、毎年度の家賃算定においても、同税率は変わらないものと誤認し、確認を怠ったことによるものです。 今般の事案を受け、対象者に謝罪し、現入居者には過大徴収分を全額返還しました。退去者については移転先等を調査し返還を進めています。 復興公営住宅使用料を過少に徴収した事案については、家賃算定の際に、住宅設備の状況などを考慮する係数に小屋裏物置の有無を反映することを失念し、係</p>

	数の適用を行わなかったことによるものです。 今般の事案を受け、対象者に謝罪し、 徴収不足の家賃全額を追加徴収しました。 今後、住宅使用料の算定に当たっては、 担当者及び管理職による複数でのチェックを徹底するなど、関係規程に基づき適正な処理に努めてまいります。
--	---

9 監査対象機関 県北建設事務所
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年8月31日

指摘事項	措置状況
<p>「指摘事項」 入札事務における落札者の決定について、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 平成29年度実施の道路橋りょう整備工事の入札において、過大な積算額が判明し、閲覧用設計書を修正したものの、予定価格を算出するための設計書の修正を怠ったまま入札事務を継続したことによって、本来第2順位となるべき応札者と契約締結に至っている。</p> <p>「是正・改善等の意見」 入札事務に当たっては、予定価格の積算や情報の共有など、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の事案は、入札公告期間中に設計積算の修正を行った際、設計担当者と契約担当者との情報共有が適切に行われていなかつたことにより、予定価格に再積算後の設計額を反映せず、既作成の予定価格調書のまま入札を行ったことが原因です。</p> <p>事案発覚後、契約締結業者及び本来の第1順位を含む全応札業者に対して説明を行い、了承を得た上で契約を継続しました。</p> <p>今般の事案を受け、入札公告期間中に積算誤りが明らかになった場合の対応フロー及び、対応作業の確認シートを作成して、作業段階ごとに複数職員が確認するとともに、担当者間で情報共有するよう体制を強化しました。</p> <p>今後は、関係規程に基づき、適正な入札事務の執行に努めてまいります。</p>

10 監査対象機関 南会津建設事務所
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年8月30日

指摘事項	措置状況
<p>「指摘事項」 河川災害復旧助成費負担金の調定事務について、著しく適正を欠いている。</p> <p>「事実」 1 河川災害復旧助成事業に伴う取水権管改修工事2件に係る甲町の負担金（合計額5,429,040円）について、それぞれ平成29年9月19日に甲町と締結した協定書に基づき速やかに調定すべきところ、調定処理を行っていない。 2 上記改修工事2件に係る変更協定書をそれぞれ平成29年12月18日に締結しているが、変更後の負担金（合計額5,223,560円）について、平成</p>	<p>今般の事案は、負担金額の調定時期について、関係規程に対する認識に誤認があつたことが原因です。</p> <p>今般の事案を受け、事務所内に関係規程の周知を行い、組織内で規程に関する正しい認識を共有しました。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底し、組織内のチェック機能を強化することで、再発防止に努めてまいります。</p>

30年2月1日に調定処理を行つてゐる。
「是正・改善等の意見」
歳入の調定に当たつては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(監査総務課)